

現 場 説 明 書

工 事 名 二口林道改良工事

工事場所 宮城県仙台市太白区秋保町馬場字
馬場岳山国有林 184 林班

東 北 森 林 管 理 局
仙台森林管理署

1 施工位置

(1) 工事現場までの経路

別紙里程図のとおり。

(2) 最寄り駅等から現場までの距離

起 点	距 離	起 点	距 離
仙台森林管理署	37.0km	東北本線 仙台駅	38.3km
秋保総合支所	12.8km	二口バス停	3.5km
仙山線 陸前白沢駅	17.7km		

2 施工上留意すべき事項

(1) 支障木の処理方法について

本工事における支障木は、見込んでいない。ただし、工事施工中に支障木が発生した場合は、適宜監督員と協議のうえ対応すること。

(2) 保安林等について

施工地は、文化庁における名勝「磐司」に指定されている地域であり、発注時に設計されている施工内容については、現状変更の同意を得ている。

ただし、指定地域内において、設計変更に伴う施工内容の変更が見込まれる場合は、改めて文化庁に申請を行う必要があることから、事前に監督員と協議すること。

(3) 他事業との関連について

当該林道において、他の機関による事業が予定されていることから、互いに調整しながら施工すること。

(4) 民地並びに民地施設との関連について

当該林道は、宮城県知事と併用林道協定を締結した路線であり、一般車両の通行が見込まれるため、十分注意しながら走行及び施工すること。

また、磐司橋の奥に取水場があるため、配慮して施工すること。

(5) 安全上の注意について

ア 労働基準法、労働安全衛生法、道交法、建設業法、その他諸法規を遵守すること。

イ 別紙「労働災害の未然防止についてのお願い」についても留意されたい。

(6) 余切りについて

余切り量は、林地開発規制、環境保全対策上の残土処理に大きな影響を及ぼすため発生をできるだけ少なくするよう注意されたい。

(7) その他

ア 丁 張

切取箇所では土質区分の明確でない断面については、土工標準図に示された勾配の逆丁張りにより法頭を決定し、施工途上で岩盤等が露出した場合は更にその土質にあった勾配の逆丁張りにより、その法頭を決定する。

イ 緑化工

種子吹付工については、発芽状態の不良な個所がある場合は補充吹付け等を行い、生育後において施工面を覆う状態にしなければならない。

(8) 現場代理人の兼務について

本工事の現場代理人について、他工事との兼務を認めない。

ただし、本工事の公告日以降に入札公告に付された他工事において、その現場説明書により本工事との兼務が認められた場合は、この限りではない。

3 契約約款との関連

(1) 契約約款第13条第2項に基づき検査を受けて使用すべきものと指定する工事材料

ア 鉄	筋	証明書による確認
イ 杭	類	径、長さ、品質
ウ アンカー	ボルト	径、長さ、品質

(2) 契約約款第14条第1項事項に基づき監督職員の立ち合いのうえ調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定する工事材料

ア	レディーミストコンクリート	品質、規格
イ	現場練りコンクリート	配合比率、品質、規格
ウ	調 合 ペ イ ン ト	品質、規格
エ	種	配合比率、品質、規格
	子	

(3) 支給材料及び貸与品について

特になし。

(4) 契約約款第16条第1項による「工事用地」の位置

二口林道

馬場岳山国有林 184 林班ハ小班

利用区域が常に明確に識別できるよう、周囲の主要な箇所に境界標及び見やすい適当な箇所に標識を設置すること。

4 橋名板の記入および取付方法

林道起点側 右 (終点に向かって)	森 林 管 理 署 名
“ ” 左 (“ ”)	漢 字 橋 名
林道終点側 右 (起点に向かって)	竣 工 年 月 日
“ ” 左 (“ ”)	ひ ら が な 橋 名

5 鋼桁の使用について

耐候性鋼材を使用するため、塗料が不要となったので、取り扱いにあたっては、次のことに注意すること。

- (1) 運搬・架設にあたっては十分注意し、きずをつけないようにすること。
- (2) コンクリート等によるよごれは、ただちにブラシにより洗浄すること。
- (3) 排水管は塗装すること。

6 火薬庫等の取扱いについて

設置した事実に基づいて、設計変更で処理する。

7 現道補修について

- (1) 施工区間 自 林道 km 地点
至 林道 km 地点
- (2) 路盤材補修 材料名：碎石、規格：0～40mm 再生クラッシャーラン
- (3) 路盤材補充の場合、数量の確認資料を提出しなければならない。
- (4) 現場補充区間の工事写真は、施工前の状況及び施工後の状況を撮影の上、提出しなければならない。
- (5) 補修区間の起終点には必要に応じてバリケードを設置すること。
- (6) 作業中は安全を確保しながら、他の交通を妨げないものとする。
- (7) 指定仮設費に準ずるものとして設計変更の対象とする。
- (8) 監督職員が別途指示する場合は、その内容によること。

8 工事看板等の設置

- (1) 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。

- (2) 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。
- (3) 監督職員が別途指示する場合は、それによること。

9 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおり。

なお、予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

10 前金払について

受注者は、約款第 34 条第 1 項の前払金の支払について、請負代金額 300 万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額 300 万円未満の場合にあっては請求できないものとする。

11 元請・下請関係の合理化について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者に役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

12 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」に規定する「再生資源利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書―建設資材搬入工事用―」と別表ロの「再生資源利用促進計画書―建設副産物搬出工事用―」である。

13 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」に規定する所定の様式は、様式―1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式―2「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」である。

14 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式―3、様式―4、様式―5、様式―6を参考とし任意の書式で提出しなければならない。

15 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 支出負担行為担当官（分任官含む）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）

妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

16 土木工事の工期に係る余裕期間について

本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年11月21日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んでいます。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更にに基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

17 工事に使用する資材価格等の公表について

本工事に使用する資材等のうち、東北森林管理局経理課及び局ホームページで価格を公表していない資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおりとする。

資 材 等 の 価 格 の 公 表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
ゴム支承 弾性固定支承	400kN-M A1 280×370×131	採用単価 見積による 551,000 円/基
ゴム支承 弾性固定支承	400kN-F A2,G1～G2 280×280×113	採用単価 見積による 572,000 円/基
ゴム支承 弾性固定支承	200kN-F A2,ST 220×220×93	採用単価 見積による 389,000 円/基
排水柵	300×420×450 φ120 L=400 FC250 D-5	採用単価 見積による 116,333 円/組
生コンクリート	18-8-40	採用単価 見積による 25,050 円/m ³
生コンクリート	24-8-20	採用単価 見積による 25,575 円/m ³
生コンクリート	30-8-20	採用単価 見積による 26,625 円/m ³

再生クラッシャーラン	0-40	採用単価 見積による 15,910 円/m ³
粒度調整碎石	M-40	採用単価 見積による 5,410 円/m ³
再生アスファルト混合物	再生密粒度 13F	採用単価 見積による 35,033 円/m ³
アスファルト混合物	改質 2 型 密粒度 13T	採用単価 見積による 27,500 円/m ³
伸縮継手装置（車道用、二次止水構造）	ブロフジョイント CDx 型 40 用、 同 20 用	採用単価 見積による 1,552,160 円/式
フレキシブル塩化ビニル管	呼び径 125 外径 140mm 1.5m	採用単価 見積による 37,200 円/本
鋼製高欄兼防護柵 B(SP)種 H850	丸ビーム3本 ウィング部 溶融亜鉛めっき後塗装	採用単価 見積による 1,038,385 円/式
産廃処分費	アスファルト塊	採用単価 見積による 2,110 円/m ³
橋梁用 H 型鋼 （無規格）	広幅 300 以下 中幅 300 以下 細幅 300 以下	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
型鋼 規格エキストラ	一般構造用 SS400 t≤38mm	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
型鋼 寸法エキストラ	サイズエキストラ 橋梁用 CT 形鋼	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
型鋼 CT 形鋼エキストラ	加工費素材 H 型鋼 H95×B152×8×8	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
厚板 （無規格）	12,16,19,20,25×定尺	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
鋼板 規格エキストラ	一般構造用 SS400	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
鋼板 規格エキストラ	溶接構造用 SM400A t≤38mm	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
鋼板 規格エキストラ	溶接構造用 SM490YA t≤25mm	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
鋼板 規格エキストラ	溶接構造用 SM490YB t≤25mm	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
等辺山形鋼（中形） 小口	SS400 厚 9×辺 75×辺 75	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
鉄スクラップ	ヘビー H1	採用単価 物価資料による （令和7年2月号採用）
トルシア	M22×55mm	採用単価 物価資料による

S10T		(令和7年2月号採用)
トルシア S10T	M22×60mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
トルシア S10T	M22×65mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
トルシア S10T	M22×70mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
トルシア S10T	M22×75mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
トルシア S10T	M22×80mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
トルシア S10T	M22×85mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
トルシア・耐候性 S10TW	M22×60mm	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
頭付スタッド	φ19×150	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
異形棒鋼 (小口)	SD345 D13 0.995kg/m	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
異形棒鋼 (小口)	SD345 D16 1.560kg/m	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
異形棒鋼 (小口)	SD345 D19 2.250kg/m	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
異形棒鋼 (小口)	SD345 D22 3.040kg/m	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
異形棒鋼エポキシ 樹脂塗装費	都市内現場持ち込み 車上渡し D13	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
厚膜形ジンクリッチ ペイント	JIS K 5553 1 種 無機系 グレー	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
エポキシ樹脂下塗り 塗料	JIS K 5551 A 種・B 種 ブラウン	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
ふっ素樹脂用塗料 (中塗り塗料)	JIS K 5659 青・緑系	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
ふっ素樹脂用塗料 (上塗り塗料 1 級)	JIS K 5659 青・緑系	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
ジンクリッチプライマー 用シンナー	無機	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
エポキシ樹脂塗料用 シンナー		採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)

ふっ素樹脂塗料用 シンナー	中塗り用	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
ふっ素樹脂塗料用 シンナー	上塗り用	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
橋梁用排水部材 スラブドレーン(本体)	標-2 床版厚 210~290 樹脂用 φ25	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
橋梁用排水部材 SD キャップ	スラブドレーン用 (新設コンクリート床版)	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
橋梁用排水部材 フレキシブルチューブ	スラブドレーン用 (1m以上) 樹脂用 φ25	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型	70t オペレータ付 長期割引	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
硬質ポリ塩化ビニル管 一般管(VP)	呼び径 125 140mm×7.0mm×4m	採用単価 物価資料による (令和7年2月号採用)
防護柵設置工 (ガードレール)	耐雪型(土中建込) 50m 未満	採用単価 市場単価による (令和7年1月号採用)
防護柵設置工 (ガードレール)	防護柵撤去《耐雪型》 土中建込 C2-3E	採用単価 市場単価による (令和7年1月号採用)
橋梁用伸縮継手装置 設置工	新設 普通型	採用単価 市場単価による (令和7年1月号採用)
橋面防水工	シート系防水 新設 200m2 未満	採用単価 市場単価による (令和7年1月号採用)
新橋継手部現場塗装 素地調整	動力工具処理 時間的制約 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
新橋継手部現場塗装 ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料 130g×1層 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
新橋継手部 下塗り塗装	超厚膜エポキシ樹脂塗料 (500g×2回)/層 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	ふっ素樹脂塗料用 140g×1層 濃彩	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	ふっ素樹脂塗料用 120g×1層 濃彩	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
表面被覆工 下地処理	固定足場 時間的制約 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
表面被覆工 プライマー塗布	(CC-A・CC-B) 固定足場 時間的制約 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
表面被覆工 下地調整	(CC-A・CC-B) 固定足場 時間的制約 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)
表面被覆工	(CC-B) 固定足場	採用単価 標準単価による

中塗り	時間的制約 無	(令和7年1月号採用)
表面被覆工 上塗り	(CC-B) 固定足場 時間的制約 無	採用単価 標準単価による (令和7年1月号採用)

18 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

19 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

20 電子納品について

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。
ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

21 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は、特記仕様書に規程することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規程する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。

(2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

(3) 受注者は掛金納付を電子申請様式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

22 建設発生土の搬入

本工事の残土は、穴戸沢林道の建設発生土受入地に運搬するものとし受入条件は、以下の通りとする。

これにより難しい場合が生じた時は、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(1) 受入場所

宮城県仙台市太白区秋保町馬場字馬場岳山国有林 174 林班 穴戸沢林道

(2) 受入不適切なもの

発生土利用基準による第4種の発生土及び泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物

(3) 運搬距離

受入地までの運搬距離は、 $L=7.4\text{km}$ とする。

経 費 条 件 表

東北森林管理局 仙台森林管理署
二口林道改良工事

補正項目	補正内容	説明
【週休2日補正】	4週8休以上	
【冬 期 補 正】	補正無し	
【通 勤 補 正】	補正無し	
【時 間 制 約】	補正無し	
鋼橋製作：工場製作（農水省）／令和6年度（2024年度）		
間接労務費率、工場管理費率の選択	国交省、林野庁	【間接労務費率40.8%、工場管理費率33.5%】
間接労務費率（国交省、林野庁）	40.8	
工場管理費率（国交省、林野庁）	33.5	
間接労務費率（農水省）	40.8	
工場管理費率（農水省）	33.5	
前払金支出割合区分	35%を超えるもの	【一般管理費率×1.00】
契約保証に係る補正	補正なし	【一般管理費率+0.00%】
工事価格丸め	一万円丸め切捨一般管理調整	
消費税率	10	

治山林道（林野庁）／令和6年度（2024年度）		
工種区分	鋼橋架設工事	
現場環境改善（率分）計上区分	計上する	
現場環境改善（率分）補正	地方部	
施工地域・工事場所による補正	山間僻地及び離島	【共通仮設費率×1.3、現場管理費率×1.0】
ICT間接費補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】
施工時期（冬期）補正	補正なし	
真夏日率（工期期間の真夏日÷工期）	0	
緊急工事補正（施工時期と重複しない）	補正なし	【現場管理費率+0%】
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	【現場管理費率+0%】

経 費 条 件 表

東北森林管理局 仙台森林管理署
二口林道改良工事

補正項目	補正内容	説明
工期延長等時点の純工事費	0	
工期延長等日数(日)	0	
工期延長等土木世話役単価(円/日)	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	【一般管理費率×1.00】
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合	【一般管理費率+0.04%】
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	
週休2日補正	補正あり(4週8休以上)	【共通仮設費率×1.04、現場管理費率×1.06】
復興係数補正	補正あり：共通仮設費率×1.3、現場管理費率×1.1	【対象地域：岩手県、宮城県】

労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いします。

1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に努めること
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。

2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

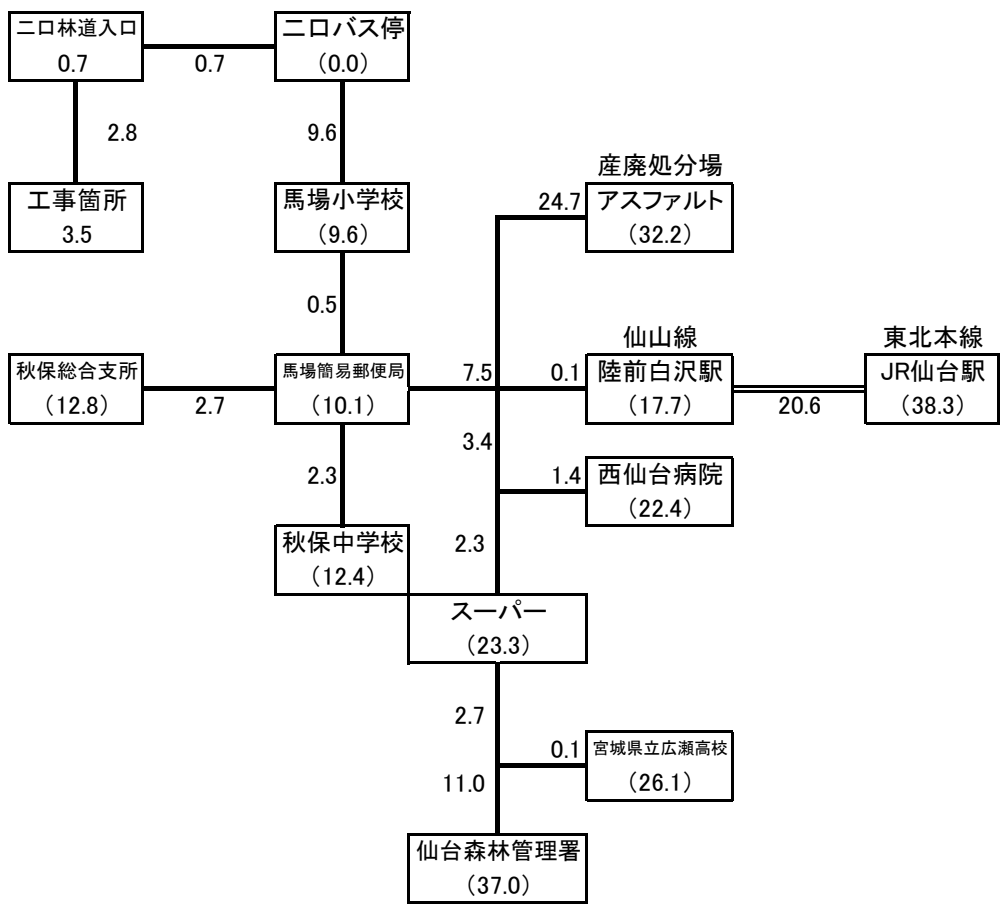
5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 山火事防止のため、火気の手扱いには十分注意すること。
- (3) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じて打合わせをする

こと。

里 程 図

二口林道改良工事



施工地
宮城県仙台市太白区馬場岳山国有林184林班ハ小班

◇通勤距離[市町村役場(支所含む)～工事起点]

A	B	計	往復
3.5	10.1	13.6	$13.6 \times 2 = 27.2$

※往復90分、46.0kmまでは補正なし。

A=交通機関のない区間
B=交通機関のある区間

- 凡 例
- ◆ 舗 装 道 —————
 - ◆ 砂 利 道 —————
 - ◆ 現 場 内 - - - - -
 - ◆ 鉄 道 線 = = = = =
 - ◆ そ の 他 - - - - -

別表ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量（掘削等）のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.内陸処分場の取扱い 2.内陸処分場の取扱い 3.内陸処分場の取扱い 4.内陸処分場の取扱い 5.内陸処分場の取扱い 6.その他

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用	
		②利用量	③減量化	④減量化	搬出先名称	搬出先場所	④現場外搬出量	⑤再生資源利用促進率	⑥再生資源利用促進率	⑦再生資源利用促進率	⑧再生資源利用促進率	⑨再生資源利用促進率	⑩再生資源利用促進率	⑪再生資源利用促進率	⑫再生資源利用促進率	⑬再生資源利用促進率
定 建 設 資 材 廃 棄 物																
コンクリート塊																
建設発生木材 (木材が廃棄物 になったもの)																
アスファルト・ コンクリート塊																
建設発生木材 (枕木材、除根 材など)																
建設汚泥																
建設混合廃棄物																
金属くず																
プラスチック																
紙くず																
アスベスト (飛散性)																
その他の分別さ れた廃棄物																
第一種 建設発生土																
第二種 建設発生土																
第三種 建設発生土																
第四種 建設発生土																
浚 填 土																
合 計																

記入の必要は有りません

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表-4」参照のこと)
再生資源利用促進
1.他の工事現場(内陸・公共・民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、
代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている
場合)
5.海面埋立事業(埋立、埋立事業を含む)

最終処分場・その他
6.最終処分場(海面処分場を含む)
7.最終処分場(内陸処分場)
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間
処理施設
10.その他(具体的に記入)

注2.再生資源利用促進率について
現場外搬出量(4)のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1.~5.の合計

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	請負者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 施工規模	象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け	
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式－2

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

様式－３【伐採段階（森林所有者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他 ：（納品書等があればその旨を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－４【伐採段階（素材生産業者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 ＝（納品書等があればその旨を記入）

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－５【加工・流通段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：（納品書番号等を記入）

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－6【納入段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：（納品書番号等を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。